

## 医療費控除の申告方法について

所得税法の改正等により、平成29年分の確定申告から、医療費控除の申告方法が下記のとおり変更されています。

なお、詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご参照ください。

### 記

#### 1. 改正点

##### (1) 「医療費の領収書」の提出又は提示が不要

医療費の領収書は5年間自宅等で保管する必要があります。税務署から求められたときは提示又は提出しなければなりません。

##### (2) 「医療費控除の明細書」の提出が必要

医療費控除の明細書（税務署等で入手）を作成して提出してください。

##### (3) セルフメディケーション税制の創設

セルフメディケーション税制の明細書（税務署等で入手）と健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類を提出してください。

#### 2. 医療費控除の明細書の作成について

(1) 税務署（国税庁）の指定する書式に、医療を受けた方の氏名、支払先、支払った医療費、補填される金額等を記入してください。

(2) セキスイ健康保険組合から交付を受けた紙の医療費のお知らせの原本を添付すると、明細の記入を省略できます。

##### <現役の方>

注①各事業所のイントラ等で電子的に発行された医療費のお知らせを印刷して書面申告することはできません。

注②毎月セキスイ健康保険組合から交付する紙の医療費のお知らせは、月々の請求データを印刷会社に送付して印刷しているため、過去分をさかのぼって個別に再発行することはできませんのでご了承ください。

##### <退職者（任意継続・特例退職者）の方>

注③医療費のお知らせは年2回送付します。再発行はできませんのでご了承ください。

毎年1月末送付分・・・前年 1月～9月受診分

毎年4月末送付分・・・前年10月～12月受診分

##### <現役・退職者の方>

注④公費負担医療、自治体単独助成、減額査定、未収金等は、通常医療費のお知らせに反映しませんので、申告者において実際に負担した額を申告してください。なお、自治体助成等の額については、助成された機関に照会してください。

注⑤医療費のお知らせに反映できていない期間の医療費については、申告者が領収書に基づき明細書に記入してください。

### 3. セルフメディケーション税制について

- (1) 健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」(医療費控除とのどちらか一方)を受けることができます。
- (2) 健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類とは、
  - ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
  - ・インフルエンザの予防接種等の領収書又は予防接種済証
  - ・特定健康診査の領収書又は結果通知表 などです。
- (3) 対象となる期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日です。

### 4. 申告期限

医療費控除の期限は5年間です。

確定申告の申告期限を過ぎても、その年度の翌年から5年以内であれば、確定申告書を提出することにより、税金の還付を受けることができます。

例) 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの医療費  
⇒平成35年12月31日まで還付申告可能

### 5. 経過措置

平成29年分から平成31年分までの所得税の確定申告については、従来の医療費の領収書又は対象医薬品等購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用も可能です。

### 6. その他

医療費控除の申告方法変更については、当健保ホームページの「健保からのお知らせ」の「2018/01/11 医療費控除の申告方法変更のお知らせ」にアップしておりますので、ご参照ください。

※平成31年5月1日から年号が変わる予定ですが、現段階では未定ですので、文中で5月1日以降も平成で表記していることをご了承ください。

以上